

世羅町健康増進計画等策定業務仕様書

1 業務名

世羅町健康増進計画等策定業務

2 履行期間

契約日の翌日から令和 10 年 3 月 31 日

3 業務の目的

本業務は、世羅町健康増進計画等「せら健康・食育プラン」（以下「計画」という。）を策定することを目的とする。

なお、本計画は健康増進法第 8 条第 2 項に規定する市町村健康増進計画及び食育基本法第 18 条第 1 項に規定する市町村食育推進計画、並びに自殺対策基本法第 13 条第 2 項に規定する市町村自殺対策計画を一体的に策定するもので、計画期間を令和 10 年度から令和 18 年度とする。

4 業務の内容

令和 8 年度及び令和 9 年度の 2 か年における委託業務について、次のとおりとする。

(1) 委託共通業務

【計画策定に係る会議等の運営支援】

①世羅町健康増進計画等策定委員会（以下「委員会」という。）への出席

②本町担当課との事前及び事後の打合せ

※会議録（議事録）の作成は不要とする。

【計画策定に係る資料の作成等】

世羅町健康増進計画等の策定に必要な基礎資料、統計資料、情報公開用資料等の作成を行う。なお、資料の作成に際しては、国、広島県の計画及び本町の関連計画（世羅町第 3 次長期総合計画、世羅町高齢者福祉計画、世羅町こども計画等）の内容も踏まえたうえで作成するものとする。

【計画の推進・進捗管理支援】

PDCA サイクルによる推進・進捗管理のための提案等支援を行う。

(2) 令和 8 年度業務

【アンケート調査】

住民の健康意識や健康状態、生活習慣、食育等に対する意識や行動等を把握するための住民アンケートを作成し、調査を実施したうえ、集計と分析を実施する。

①「健康せら 21（第 2 次）」「第 3 次世羅町食育推進計画」の実施調査内容及び「国民の健康増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」の内容等国の動向や「健康ひろしま 21（第 3 次）」を踏まえ、アンケート調査票を作成する。

②アンケート調査を実施する。

●調査対象者：町民 1,500 人

調査対象	予定調査数	想定回収率
①小学生	240 人	90%
②中学生	110 人	90%
③高校生	100 人	90%
④成人	1,050 人	60%
青年期（19～39 歳）	（350 人）	
壮年期（40～64 歳）	（400 人）	
前期高齢者（65～74 歳）	（150 人）	
後期高齢者（75 歳～ ）	（150 人）	

●実施方法：小学生、中学生、高校生は直接配付、郵送又はインターネット回答
成人は郵送配付、郵送又はインターネット回答

●調査期間：令和 8 年 12 月～令和 9 年 1 月（予定）

●業務分担・費用分担

ア 町に係る業務分担・費用分担

- ・調査対象のデータ抽出、宛名ラベルを作成し受注者に提供
- ・小学生、中学生、高校生へのアンケート配付及び回収
- ・回収した調査票の受託者への配付

イ 受託者に係る業務分担・費用分担

- ・調査票の作成、印刷
（調査対象①②③は A4、1 色刷り、4 頁程度）
（調査対象⑤は A4、1 色刷り、20 頁程度）
- ・發送用封筒（角 2）、返送用封筒（長 3・テープ付）の作成、印刷
- ・インターネット回答フォームの作成
- ・調査票の封入、封緘作業
- ・調査票の郵送（發送郵送費及び返信分郵送費を含む）
- ・回収した調査票の入力、集計、分析、調査結果報告書の作成

③アンケート調査結果の点検と入力作業を行う。

④集計・分析にあたっては単純集計のほか、分析に必要なクロス集計、自由記述の取りまとめ等を行い、町と協議のうえ、必要に応じて既存の調査結果との比較等を行う。分析項目、方法、データ提供方法等については、契約締結後に町と受託者が協議のうえ決定する。

⑤町民ニーズ、地域特性等の現状分析のための基礎資料の作成及び調査結果報告書を作成する。

⑥入力が完了した調査票等及び分析に関する資料は町へ提出する。

【計画策定支援業務】

①世羅町健康増進計画等策定までのスケジュール等の提案及び資料を提出する。

②委員会への参画と運営支援を行う。令和8年度は1回の開催を予定している。

(3) 令和9年度業務

【計画策定支援業務】

①国や広島県の動向把握と課題について、情報収集を行い整理する。また、必要に応じて他自治体において実施されている健康づくり関連事業及び食育推進関連事業等に関する情報を収集し、計画策定にあたって参考となる事例を整理し、紹介する。

②調査の集計結果や国や県が定める指針等を踏まえ、本町の現状分析評価・課題の洗い出しを行い、計画策定における施策提案を行う。

③委員会の策定に係る基礎指標の整理・分析並びに必要な提言及び提案を行う。また、委員会までのスケジュール等の提案、及び資料の提出を行う。

④委員会への参画と運営支援を行う。令和9年度は3回の開催を予定している。

【パブリックコメントの支援】

計画案に対して世羅町が実施するパブリックコメントについて、意見に対する対応策の助言等、必要な支援を行う。

【計画書の作成】

計画最終案をもとに成果物の印刷に向けて、デザイン・編集を行う。

5 成果品

(1) 令和8年度業務成果品

①アンケート結果報告書 (PDF、Word)

②アンケート集計、分析データ等のデータ一式 (PDF、Word、Excel)

※納入期限はいずれも令和9年3月末とする。

(データは CD-ROM 等記録メディア正副各1枚)

(2) 令和9年度業務成果品

①計画書 100部

(A4版、本文1色刷り、表紙のみカラー、イラスト作成含む、100頁程度)

②計画書概要版 (印刷製本は不要)

(A4版、カラー、8頁程度)

③上記①・②のテキストデータ及びホームページ掲載用データ (PDFデータ)

④その他関係資料一式 (電子データ一式を含む)

※納入期限はいずれも令和10年3月末とする。

(データは CD-ROM 等記録メディア正副各1枚)

6 その他

(1) 業務には、業務遂行に必要な経験と知識を有する者を配置すること。

(2) 業務を円滑に遂行するため、本町担当者と連携を密にし、随時打合せを行い、協議すること。

- (3) 資料等作成及び提出資料等に係る費用、委員会等への出席に係る交通費等の一切の経費は、本業務の委託料に含むものとする。
- (4) 業務の遂行に当たっては、個人情報の保護に関する法律を遵守し、情報漏えいがないように十分注意すること。また、本業務で知り得た情報については、世羅町が公開している情報を除き、委託者の許可なく他に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。業務完了後は発注者の指示に従い、データを破棄すること。
- (5) 本業務により得られた成果物等の著作権・その他の権利は、本町に帰属するものとし、受託者は本町の許可なく成果物を第三者に公表又は提供してはならない。
- (6) 受注者は、本業務を第三者へ一括再委託をしてはならない。業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。
- (7) 仕様書に定めのない事項や疑義が生じた事項については、本町と本業務の受託者は必要に応じ協議して定めるものとする。